北海道PCB廃棄物処理計画委員会開催結果

- 1 とき 平成16年11月 9日(火)13:30~15:40
- 2 ところ 北海道庁別館12階共用B会議室
- 3 出席者 別添の出席者名簿のとおり。
- 3 挨 拶 松岡環境室長

参集されたことに対するお礼。また、現行のPCB廃棄物処理計画の策定や 15 県のPCB廃棄物受入要請の際の指導・助言に対するお礼。

これまでの経過として、昨年8月に道のPCB廃棄物処理計画策定後、15県の受入要請があり本年3月に受入を決定。

その後、5 月に国のPCB処理基本計画の変更。7 月に処理事業を行う日本環境安全事業株式会社の処理事業検討委員会北海道事業部会の報告のとりまとめ。8 月に処理施設の設置工事にかかる入札公告がなされるなど、処理事業が大きく動き出した。

道では、7月に15県との協議調整の場として、広域協議会を設置。

このような状況を踏まえつつ、PCB廃棄物処理計画を変更することとしており、その変更の考え方等について意見を伺ってまいりたい。

4 議事

(1)会長の選出等

事務局から北海道大学の田中信壽委員を推薦し、異議なく了解された。 また、職務代理者には、田中会長から、穂積委員が指名された。

(2)処理計画委員会の進め方について

事務局から、「資料1 北海道PCB廃棄物処理計画委員会について」により、委員会の役割、北海道PCB廃棄物処理計画の変更のスケジュール、環境モニタリング計画検討部会及び収集運搬実務要領検討部会の設置について説明。

各委員から了解が得られた。

なお、部会は、12月から検討をはじめる。

(3) 北海道PCB廃棄物処理事業の経過について

事務局から、「資料2 北海道における P C B 廃棄物処理に関する取組の経過」により、 P C B 特別措置法施行以降の取組のほか、 1 5 県の拡大要請に係る北海道及び室蘭市からの受入条件等の説明。

また、「資料3 日本環境安全事業㈱のPCB廃棄物処理事業」により、全国のPCB廃棄物処理事業の概要を説明。

「資料4 北海道PCB廃棄物処理事業の流れ」により、今後のスケジュールについて説明。

- O 平成16年2月から3月の住民説明会での論点は何か。
- A 要請を受けた後の15年11~12月の説明会の論点は、なぜ15県分を持ってくるのかということであったが、拡大要請を受け入れる方向で検討することを表明した後の2~3月の説明会では、処理技術、運搬技術(長期移動の安全性)が主な論点となった。

- Q 一番遠いところでどのくらい距離があるのか。
- (A 運搬手段にもよるが、茨城県、栃木県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県で1,0001キロメートルを超える場合がある。
 - 一番遠いのは、福井県(福井市起点で)で、最大1,200キロメートルを超える場合がある。)
 - Q 運搬方法はどのようになるのか。
 - A トラック、フェリー、JR
 - O 誰が運ぶことになるのか。
 - A PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者、かつ、日本 環境安全事業株式会社の入門の許可を得た者となる。
- (4) 北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

事務局から「資料 5 北海道 P C B 廃棄物処理計画の変更」により、北海道の処理計画と 1 5 県の処理計画の関係、北海道の処理計画を変更するに当たっての基本的な考え方、変更のポイント、現行処理計画との対比による変更の考え方等について説明。

「資料6 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会について」、「資料7 北海道PCB廃棄物処理事業を安全・確実に推進する体制・組織と役割」、「資料8 日本環境安全事業株式会社が設置するPCB処理情報センターについて」及び参考資料により補足説明。

- Q 他事業の広域協議会の状況はどうなっているのか。 広域協議会が、スムースに協議調整を行っていけるのか危惧される。
- A 北九州事業では、広域調整協議会を設置。17県及び北九州市で構成。年2回程度 開催。

大阪事業では、すでに設置されている近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に、PCB廃棄物広域処理部会を設置。2府4県と政令市で構成。さらに、部会に作業部会を設置し、PCB廃棄物の処理事業の推進、収集運搬方法等の各種検討を行っていると聞いている。

豊田事業では、東海地区広域協議会を設置。4県11市で構成。北九州事業の視察のほか、パンフレットの作成を行ったと聞いている。

北海道事業の広域協議会は、年間3回開催するほか、幹事会を適宜開催することと している。

- Q 現行の計画で、道内を3ブロックに分け、1ブロックあたり3年で処理していくとしているのを2年に変更した根拠。
- A 現行の計画では、北海道分のみについて9年間で処理する計画であった。15県分の受入により、施設の処理能力が拡大したことから、北海道分を優先して処理するとの基本的方向性を示している。道から国に対する受入条件の処理時の安全性の中でも「北海道内に存在するPCB廃棄物について、できるだけ早期に処理が完了するよう配慮すること。」としている。
- Q 収集運搬実施要領検討部会でやること(部会の守備範囲)

A 中心となるのは、冬期間の安全性の確保。また、どのようなルートを採用するのが 良いのかなど、実務的に盛り込めるところは盛り込んでいただきたい。

道内の収集運搬を中心に考えている。道内の状況を踏まえて、国のガイドラインに付け加えていく考え。

- Q 環境モニタリング計画については、事業者が行う環境モニタリングについても入る のか。
- A 事業者が行うものも含めて整理したい。
- Q 収集運搬において違反している状況があった場合、誰が処置するのか。
- A PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可権者。受け入れ基準の違 反であれば、日本環境安全事業株式会社となる。
- O 環境モニタリングを行ったデータについてはどのようにデータを公表していくのか。
- A PCB処理情報センターを活用した公表を考えているが、今後、さらに検討する。
- O 処理施設そのものの見学ルートは確保するのか。
- A 確保されると聞いている。

なお、PCB処理情報センターから処理施設までは、専用ルート 500 メートルが作られる。

- Q 処理施設整備に当たっての配慮事項として、処理工程からの排水は、港や河川、下 水道に排出しないシステムとすることが盛り込まれるとのことだが、排出せずに完全 に再利用するということか。
- A 処理施設の処理の方式で、排水があるかどうかが異なるが、受入条件として、場外に排出しない処理システムとすることを国に示した。処理方式によっては処理水が発生し、その処理に手間がかかるが、できない方式ではない。

処理計画の変更に当たっては、環境事業団のPCB廃棄物処理施設建設宇及び処理 事業が単に民間の会社に引き継がれたのではなく、名称は変わるが、従前どおり、P CB廃棄物処理事業等が、国の100パーセント出資による責任ある株式会社に承継 されたことがわかるよう、経緯、役割、権限などを表現すること。

5 今後のスケジュール等

本委員会の意見を踏まえ、具体的な修正の作業を行い変更素案を作成し、委員の意見を いただいた後、パブリックコメントを実施。これらの意見を反映して、変更案を作成し、 2回目の委員会で意見をいただく予定。

処理計画の変更については、今年度内に行う。次回委員会の開催は、来年2月を目途。 また、各部会については、12月に開催予定。